

# 東京のものづくり支援!!

新しい展開  
広まっています



## ご案内

- 1 ものづくりマイスター及びIT マスターの認定・登録制度(厚生労働省)。
- 2 ものづくりマイスターやIT マスターを企業や工業高校等に派遣します。
- 3 「目指せマイスター」プロジェクトを実施しています。  
(小・中学校等の授業や製作体験等に指導者を派遣します。)
- 4 地域に出向き技能の振興を盛り上げます。
- 5 東京都技能振興コーナーが担当しています。

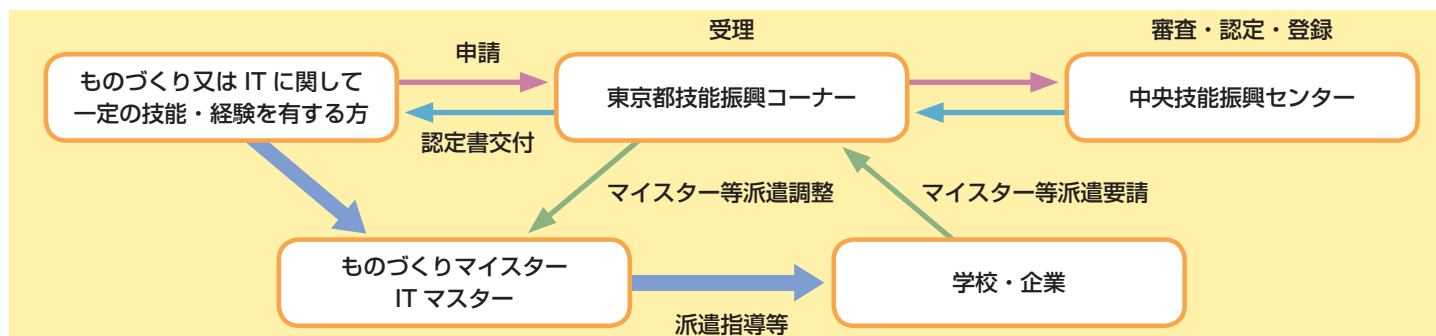
ものづくり  
マイスター等の  
検索は



熟練技能者の高齢化や若年者を中心としたものづくり・技能離れが懸念される中、技能尊重気運の醸成や産業活動の基礎となる技能者の育成が必要とされています。厚生労働省では、「若年技能者人材育成支援等事業」を平成25年度に創設し、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図ることとしました。東京都職業能力開発協会は、この事業を受託して東京の技能の振興を推進しています。

## 1 ものづくりマイスター及びITマスター認定・登録制度(厚生労働省) ITマスター制度も広まりつつあります。(厚生労働省)

ものづくり又はITに関して一定の技能・経験を有する方をものづくりマイスター又はITマスターに認定・登録します(中央技能振興センター)。若年技能者の人材育成に活躍して頂きます。



## 2 ものづくりマイスター・ITマスターを企業・専門高校等へ派遣します

- 中小企業・専門高校等(工業高校・農業高校等、ものづくり関連学部の大学等)の要請に応じてものづくりマイスターやITマスター(以下「マイスター等」という)を派遣し実技指導などの支援を行います。(例)技能の継承 後継者の育成(技能検定課題等を活用)
- ※マイスター等派遣の謝礼や材料費は当協会で負担します(限度額あり)。



ものづくりマイスター派遣

## 3 「目指せマイスター」プロジェクトが広がっています。

- 小中学校等学校の授業の講師にマイスター等を派遣します。(製作実演やものづくり体験又はIT体験を組入れる等)
- 小中学校等の教員等対象の講座にものづくりマイスターを派遣します。
- 小中学校等の児童・生徒の保護者対象の講座にものづくりマイスターを派遣します。
- 小中学校等の児童・生徒対象に事業所・訓練施設等見学を実施します。
- ものづくりマイスターの働く職場で職場体験実習を行います。(専門高校等も対象になります)
  - ※「小・中学校等」には、ものづくりに関する学科以外の高校も含まれます。
  - ※マイスター等派遣の謝礼や材料費は当協会が負担します(限度額あり)。



小学校製作体験

## 4 地域に出向き技能の振興を盛り上げます

- 各地で小中学生対象にものづくり体験教室などを開きます。
- イベント「ものづくりフェア東京'18」を開催します(10月1・2日新宿駅西口広場イベントコーナー)。
- 匠の技の高度技能を実演・披露します。
- 技能五輪全国大会など全国的な技能競技大会出場時の旅費等を支援します。
  - ※中小企業在职者や学生等が対象となります。
- 技能五輪全国大会見学ツアーを実施します。(高校生以上対象)
- 技能伝承に取り組む企業の好事例発表・意見交換会を実施します。



ものづくりフェア  
ステージ実演



ものづくり体験教室

## 5 東京都技能振興コーナーが担当しています

- **ものづくりマイスター・ITマスターの認定申請受付**  
東京都職業能力開発協会内に設置する東京都技能振興コーナーで受け付けます。  
※申請方法の詳細は、当協会ホームページにアップしています。
- **若年技能者の人材育成に係る相談・援助**  
従業員に新たな技能を習得させたいが、人材育成方法が分からないなど課題を抱えている企業様の相談をお待ちしています。

# ものづくりマイスターとは

## 認定基準

次の①から③までのすべてに該当すること。

①次のいずれかに該当する技能士等であること。

- ア 技能検定の特級・一級・単一等級の技能士
- イ 上記アと同等の技能を有していると認められる者
- ウ 技能五輪全国大会の成績優秀者（銅賞まで）

②実務経験 15 年以上

③技能の継承や後進者の育成に意欲を持って活動する意思及び能力がある者

東京都では  
平成 30 年 3 月末現在  
49 職種 531 名の  
登録があります。

## 対象分野

ものづくりマイスターの対象分野は、技能検定の職種のうち建設業及び製造業に該当する職種又は技能五輪全国大会の競技職種のうち建設業及び製造業に該当する職種とする（111 職種）。

具体的には、以下の通り

### ①技能検定職種のうち建設業及び製造業に該当する職種（105 職種）

造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、陶磁器製造、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験、機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装、プラスチック成形、強化プラスチック成形、貴金属装身具製作、時計修理、製版、印刷、製本、ローブ加工、情報配線施工、印章彫刻、義肢・装具製作

### ②技能五輪全国大会の競技職種のうち建設業及び製造業に該当する職種（33 職種）

メカトロニクス、電子機器組立て、電気、工場電気設備、情報ネットワーク施工、機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工、構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装、タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび、貴金属装身具、洋裁、洋菓子製造、和裁、時計修理

(注) 下線は同じ分野の職種（① 23 職種・② 28 職種）

(注) 木型製作及び複写機組立については技能検定職種としては廃止されているが、激変緩和措置として、引き続きものづくりマイスター職種としている。

## 6 ものづくりマイスター派遣事例

依頼者	職種	期間・時限数	場所	受講者	派遣者	指導内容
機械系企業 (八王子市)	機械加工	6ヶ月 60時間	自社工場	社員 3名	ものづくりマイスター 1名	旋盤、フライス盤、マシニングセンター等の加工機器を使用し、特に旋盤・フライス盤については、理論に裏付けられた基本技能の向上を中心に、担当作業方法の改善等及び将来的に後輩指導が可能なレベルの知識等についても指導した。
工業系高等学校 (台東区)	建築大工	5日 15時間	学校内実習室	1年生 32名	ものづくりマイスター 2名	道具の使い方、手入れの仕方、及び墨付け、加工、組立作業の技術向上のため、基礎的な実技から大工工事作業の技能検定3級課題等を活用しての実技指導を行った。
新宿区立小学校	タイル張り	1日 3時間	校内教室及び生徒出入口	6年生 2クラス 60名	ものづくりマイスター 3名 補助者 7名	種々の色のタイル片を自己のデザインにより選択し、専用ペンチで割り、やすりで成形し、組み合わせて木製コースターに貼り付けた。各自製作した全生徒作品を集合させて壁面設置する卒業制作を指導した。

# ものづくりマイスター・ITマスター派遣の概要

## 1 対象

以下の2つの要件を満たすことが必要です。

- ①東京都内の中小企業又は専門高校等(以下企業・学校という)。  
※大企業の場合は、マイスター等派遣に係る費用を負担して頂くことになります。
- ②同一講習について他の助成を受けていないこと。

## 2 申請方法

講習計画を作成し、東京都職業能力開発協会（以下協会という）に対して申請してください。（申請様式あり）。

## 3 マイスター等派遣承諾

協会は、企業・学校と協議してマイスター等を選定し、講習内容について、企業・学校及びマイスター等と調整を図り、派遣を承諾します。

## 4 講習実施の主体

講習実施の主体は、企業・学校とし、講習計画に基づき、講習場所、設備、材料等を準備し、講習を実施します（協会はマイスター等を派遣する）。講習終了後、結果を協会へ報告してください。

## 5 講習の対象者

講習の対象者は、申請した企業の従業員又は学校の生徒等とします。

## 6 傷害保険について

協会が定める傷害保険要領によります。

## 7 費用等

- (1) 受講者は受講料無料、旅費は自己負担となります。
- (2) マイスター等派遣費用は、協会が負担します。（協会基準による。大企業は対象外）。
  - ①マイスター等の謝金 18,300円/日（1日3時間以上の場合）
  - ②指導者活動費（旅費） 実費を支給
  - ③指導者のテキスト執筆謝金（テキストの著作権は、国に帰属）1枚 1,000円（限度額あり）
  - ④材料・消耗工具類費 2,000円/日・人限度
- (3) 「目指せマイスター」プロジェクトに関する費用は、(2)と一部異なります。
- (4) 上記以外の費用は、全て企業・学校の負担となります。

事業の流れ

申請

派遣承諾

講習実施

結果報告

費用負担

連絡先

東京都職業能力開発協会

〒102-8113 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階  
電話 03-5211-2357（技能振興コーナー）  
Fax 03-5211-2392